

●ほんのひとこと

出版者への権利付与はどうなるのか 著作権分科会出版関連小委・最終まとめを前に

●出版協会長 高須次郎
縁風出版

●第8回出版関連小委員会

去る11月25日、出版者への権利付与等を検討している文化審議会著作権分科会出版関連小委員会の第8回委員会が開催された。「電子書籍に対応した出版権の整備」について具体的な論点を詰め、著作権法改正に向けた「最終まとめ」のための会合であった。

同小委員会は9月26日、出版者への権利付与についての「中間まとめ」を公表したが、出版界として推した、「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」(以下、中川勉強会)の「出版者の権利のあり方にに関する提言」(2013年4月4日付、中山信弘東大名誉教授ほか。以下、中山提言)から大きく後退した内容であった。

具体的には、①中山提言の設定出版権の電子への拡張と経団連の電子出版権創設が両論併記され、②紙の書籍のデジタル海賊版対策が戻抜けとなるなど、出版界が望んでいた電子書籍の普及と海賊版対策に赤信号が灯った(詳しくは拙論「中山提言は骨抜きにされてしまうのか—著作権分科会出版関連小委『中間まとめ』を読む」出版ニュース2013年10月上旬号を参照されたい)。②などは著作者団体の反対があったとはいえ、「特定の版面」に限定した権利の創設を書協自身が望まなかった結果であり、各論点でも出版社側委員の失策が目立ち、出版関連小委での議論で、出版界としての提言である中山提言を説得的に擁護しきれなかつたためと言える。

この間の動きは慌ただしかった。「中間まとめ」には9月27日から10月26日まで一般からの意見募集が行われた。このため、10月9日には、出版広報センターが「『出版権』緊急説明会」を開催、「中間まとめ」に至る経過と論点が報告され、書協、雑協の「中間まとめ」へのパブコメ(案)が発表された。内容は、①紙と電子の一体的設計をデフォルトルールとする「総合出版権」、②海賊版対策は「特定版面権」の復活求めず、「見なし侵害」で対応、③紙の出版物の再許諾のための法改正は不要とし、電子書籍の再許諾に著作権者の承諾を不要とするものであった。

筆者は、紙の出版物の再許諾のための法改正は不要とする部分の削除を求めたが、容れられなかった。出版広報センターの片寄聰氏は、危機感を滲ませながら「中間まとめ」への巻き返しのため、パブコメの送付を会員各社や社員に強く求めた。

10月13日の出版協理事会は、①「中山

提言」の実現と、②書協が反対している紙の「再許諾」を勝ち取ることを方針として確認、業界などに働きかけることとした。16日、書協による紙の再許諾反対は大手文庫出版社のエゴであるとして、書協加盟社を含む出版社向けおよびかけ「出版者の皆様へ」を1500通以上FAX送信した。18日、出版協は会員集会を開催、「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会『中間まとめ』への意見」を公表、会員各社にパブコメを呼びかけた。

10月26日までに文化庁に寄せられたパブコメは2045件であった。

10月29日には、中川勉強会の中心議員らで結成された「電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟」(河村建夫会長=自民)第2回総会が開催され、「出版者への権利付与のあり方にに関する今後の議連対応方針(案)」が了承された。

①紙と電子の一体的設計による「総合出版権」

②紙・電子とも「再許諾の原則不可・著作権者承諾の場合可」=契約で再許諾可

③「特定版面権=特定出版物権の設定可」の復活

④利用促進のための「登録制度の具体的検討」

——という内容であった。出版関連小委での後退を踏まえ、一部で修正譲歩せざるを得なかったものの、原則的には「中山提言」での巻き返しを計ろうとするもので、文化庁に提案された。

こうした中で開かれた注目の第8回出版関連小委は、「中間まとめに対する意見募集の結果概要」の論点別報告のあと、書協から提出された「出版関連小委員会における主な論点についての意見」の発表があった。これによると、①「紙と電子一体型」を標準とする出版権を求める理由を次のように説明した。

——「出版」とは、紙と電子を問わず著作物を世に広く伝達する行為であり、出版者は、本や雑誌の企画から編集、制作、宣伝、販売という一連の「出版を引き受ける者」として、より開かれた豊かな日本の出版文化を盛り立て、もって社会的責務を全うすべく努力を行っています。この一連のプロセスの成果物が伝達物としての出版物なのです。その意味で、出版者の社会的役割は、今や紙と電子を分けて考えることができます。

また、現実の出版ビジネスに於いては、

電子出版の97%が紙と同一の出版者によって出版されており、そうした実態に則してみても、「出版権」は紙・電子を一体として規定したものであることが極めて重要であると考えます。——

また、②「海賊版対策に有効な制度設計の必要性について」次のように説明した。

——紙と電子が一体となった形での出版権制度が創設されたとしても、出版権の設定行為が著作権者の意思に基づくものであり、一方電子化を望まない著作権者が存在している以上、紙の出版物から作られる電子の海賊版に対して出版権が行使できない場合が出てくることを否定できません。この意味で、中間まとめにおいて言及されている「みなし侵害」規定の導入は、非常に重要な論点であると考えています。深刻な紙の本や雑誌の違法アップロードが横行している現状を開拓するためには、「みなし侵害」、あるいはそれに代わるだけの効力を持つ法的施策が不可欠です。——

さらに③再許諾については、パブコメまでは反対していた書協が、その主張を引っ込み、再許諾一般について「原則不可、ただし著作権者の承諾をえた場合のみ可」とし、議連対応方針どおりとなつた。

●「紙と電子一体型」はどうなる?

まず、出版関連小委の議論では①「紙と電子一体型」について、日本印刷産業連合会が、「現行の出版権を制度改正するにあたり、主目的たる海賊版対策への実効性」という観点からすると、現行の出版権を電子出版にも及ぶように拡張する、いわゆる一体型によることが望ましい」との見解を発表し、また日本写真著作権協会などもこれを支持した。また法曹委員からは前田哲男弁護士が、著作権法80条「出版権の内容」を改定し「出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製し、または電子出版する権利を専有する」とするなど、出版の概念を紙と電子に一体的に及ぼせるようにすべきとの意見などが提出された。この結果、「紙と電子一体型」はほぼ間違いないものとなつた。

●「紙の再許諾」はどうなる?

③の紙の再許諾については、委員の松田政行弁護士は、サブライセンスが紙の出版(2頁へ続く)